

平成31年3月20日提出

# 平成31年3月市議会定例会発議案

(その3 発議案第3号)

木 更 津 市 議 会

## 平成31年3月市議会定例会発議案目録（その3）

| 発議案番号  | 件名                                 | 頁 |
|--------|------------------------------------|---|
| 発議案第3号 | 農業振興地域における農用地区域の除外要件の緩和を求める意見書について | 1 |

発議案第3号

農業振興地域における農用地区域の除外要件の緩和を求める意見書について  
上記議案を別紙のとおり木更津市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月20日

|     |          |    |    |
|-----|----------|----|----|
| 提出者 | 木更津市議会議員 | 岡田 | 貴志 |
| 賛成者 | 同        | 田中 | 紀子 |
| 賛成者 | 同        | 竹内 | 伸江 |
| 賛成者 | 同        | 永原 | 利浩 |
| 賛成者 | 同        | 滝口 | 敏夫 |

木更津市議会議長 斉藤 高根 様

提案理由

農業振興地域の土地利用の緩和を求めることについて、別紙意見書を、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ提出しようとするものである。

## 農業振興地域における農用地区域の除外要件の緩和を求める意見書

農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、「農業振興地域の整備に関する法律」(昭和44年法律第58号)により、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域を農業振興地域とし、農業振興地域内における集団的に存在する農地や、土地改良事業の施行に係る区域内の土地など、生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として農用地区域が指定されている。

農用地区域では、排水路整備などに国の補助金が優先的に投入される一方、原則として農業以外の用途に使用することが厳しく制限されており、これら農地を経営基盤とする集落・農業者は、昭和45年以降一貫して減少し、都市部に比べ高齢化が進行しているとともに、担い手農家の高齢化などにより農地集積も進まず、土地持ち非農家が増加し、農地の遊休化が進んでいる。

これら集落・農業構造の変化により、集落の人的資本の減少や地域コミュニティの維持、農地の保全に支障が生じている。

また、本市は、東京湾アクアライン、首都圏中央連絡自動車道及び東関東自動車道館山線の結節点に位置し、成田・羽田両国際空港からの交通利便性が向上したことで、土地需要が高まりを見せる一方、市域の殆どは、「首都圏整備法」(昭和31年法律第83号)に基づき、市街地近郊の無秩序な市街化を防止するため、市街地の整備と緑地の保全を計画的に行う必要がある区域として近郊整備地帯に指定されている。

国におかれては、人口減少・少子高齢化といった我が国が抱える構造的な課題を背景とした地域農業の現状を認識いただき、全国的な課題である地域コミュニティの維持や市町村それぞれの土地需要の変化に対応したまちづくりの推進に向けて、無秩序な開発を誘引するのではなく、市町村の総合計画や都市計画マスタープラン等に基づく土地利用を図る場合において、農業振興地域における農用地区域の除外要件の緩和を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年 月 日

木更津市議会議長 齊藤 高根

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
農林水産大臣  
千葉県知事  
千葉県議会議長